

○ デジタル庁
総務省 令第 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応

するものを掲げていないものは、これに加える。

<p>5 前二項に規定するもののほか、第一項の同意に関し必要な事項は、主務大臣が定める。</p> <p>4 第一項の署名利用者は、いつでも同項の同意を取り消すことができる。</p> <p>3 第一項の同意の有効期間は、十年とする。</p> <p>2 前項の署名検証者等は、同項の同意について、特定署名用電子証明書記録情報のうち法第七 条第三号に掲げる各事項ごとに行うことができるようにしなければならない。</p> <p>1 当該署名利用者に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該同意に関する情報の送信を受けなければならない。</p> <p>第三十五条の二 署名検証者等は、法第十八条第三項に規定する署名利用者の同意を得るときは、 （法第十八条第三項に規定する署名利用者の同意の方法等） 、当該署名利用者に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該同意に関する情報の送信を受けなければならない。</p>	<p>改正後</p> <p>目次</p> <p>〔第一章 略〕</p> <p>第二章 認証業務</p> <p>第一節 署名認証業務</p> <p>〔第一款 略〕</p> <p>第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第二十四条の二）第 三十七条の二</p> <p>〔第二節 略〕</p> <p>〔第三章・第四章 略〕</p> <p>附則</p> <p>（電子署名又は電子利用者証明の確認の用に供する設備の基準）</p> <p>第二十七条 令第九条第一号に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 法第十七条第一項第六号の規定による主務大臣の認定を受けようとする者（次条第一号に おいて「電子署名等確認認定申請者」という。）が行う同項第六号に規定する確認の用に供 する設備のうち次に掲げるもの（以下この条及び第八十二条第六号において「電子署名等確 認設備」という。）は、入出場を管理するために必要な措置が講じられている場所に設置さ れていること。</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ イ及びロに掲げる設備のほか、次に掲げる情報を保存する設備</p> <p>〔1〕(3) 略</p> <p>〔4〕 特定署名用電子証明書記録情報</p> <p>〔5〕(8) 略</p> <p>〔二〕四 略</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>改正前</p> <p>目次</p> <p>〔第一章 同上〕</p> <p>第二章 〔同上〕</p> <p>第一節 〔同上〕</p> <p>〔第一款 同上〕</p> <p>第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第二十四条の二）第 三十七条</p> <p>〔第二節 略〕</p> <p>〔第三章・第四章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>（電子署名又は電子利用者証明の確認の用に供する設備の基準）</p> <p>第二十七条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ 〔同上〕</p> <p>〔1〕(3) 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔4〕(7) 同上</p> <p>〔二〕四 同上</p>

〔特定署名用電子証明書記録情報の提供の方法〕

第三十五条の三 令第十四条の二第一号及び第二号の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

〔団体署名検証者が行う署名確認者への特定署名用電子証明書記録情報の提供の方法〕

第三十七条の二 令第十六条の二の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

〔第二節 略〕

〔帳簿の記載事項等〕

第七十一条 法第四十条に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一 略〕

- 二 署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供先
- 三 署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供を行った年月日
- 四 提供を行った署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の件数
- 五 署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供の方法

〔六 略〕

〔署名用電子証明書失効情報等の提供の状況についての報告書の作成及び公表〕

第七十二条 法第四十一条の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することによって行うものとする。

- 一 署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供先
- 二 署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を行った年月
- 三 提供を行った署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の件数
- 四 署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号

〔新設〕

〔新設〕

〔第二節 同上〕

〔帳簿の記載事項等〕

第七十一条 〔同上〕

〔一 同上〕

- 二 署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供先
- 三 署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供を行った年月日
- 四 提供を行った署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の件数
- 五 署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供の方法

〔六 同上〕

〔署名用電子証明書失効情報等の提供の状況についての報告書の作成及び公表〕

第七十二条 〔同上〕

- 一 署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供先
- 二 署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を行った年月
- 三 提供を行った署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の件数
- 四 署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効

<p>及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の方法 「2 略」</p>	<p>情報等の提供の方法 「2 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この命令は、令和五年五月八日から施行する。